

# 浦安市オープンデータ推進に関する基本方針

本方針は、「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）<sup>1</sup>」及び同法に基づく計画等を踏まえ、浦安市がオープンデータを推進する上での基本的な考え方及び取組みの方向性を示すものである。

なお、本方針において、オープンデータとは、行政機関が保有する公共データのうち、原則として、営利目的かどうかを問わず二次利用<sup>2</sup>可能なルールが適用され、機械判読<sup>3</sup>に適したデータ形式であり、かつ無償で提供できるよう公開したデータのことをいう。

## 第1章 オープンデータ推進の基本的な考え方

---

### 1 オープンデータ推進の目的

#### (1) 市民生活の利便性の向上

オープンデータの活用が進展し、多様な新サービスが創出されることにより、市民が享受できるサービスの質の向上や選択の幅が広がり、市民生活の利便性の向上が図られる。

#### (2) 協働の推進と地域課題の解決

市民、大学、企業等（以下、「市民等」という。）と公的データを共有することで、協働をさらに促進するとともに、多種多様な地域課題の解決が図られる。

#### (3) 地域経済の活性化

オープンデータを産業活動の様々な分野で活用することにより、新たなサービスを提供するビジネスの創出が期待でき、地域経済の活性化が図られる。

#### (4) 市政の透明性・信頼性の向上

オープンデータ及びオープンデータを活用したサービスを通じて、市の施策の分析及び評価を行うことが可能になり、市政の透明性及び信頼性の向上が図られる。

### 2 推進のための基本原則

(1) 本市が保有する情報は、法令、条例等による制約がある場合を除き、積極的にオープンデータとして公開する。

(2) 営利目的かどうかを問わず活用を促進する。

(3) 市民等が利用しやすいデータ形式で公開する。

---

<sup>1</sup> 国・自治体・民間企業が保有するデータを効果的に活用するため、平成28年12月14日に施行され、都道府県に対して「官民データ活用推進基本計画」の策定を義務付けたほか、市町村には努力義務を課した。

<sup>2</sup> データを引用・転載・加工等行うなどして利用すること。

<sup>3</sup> コンピュータが自動的にデータを読み取り、再利用（加工、編集等）できること。

### 3 推進体制

オープンデータの推進及び管理は、浦安市IT戦略推進本部（以下「本部」という。）の下、全庁的な体制によって実施する。また、オープンデータに関する具体的な取組を適正かつ効率的に推進するため、本部の下にオープンデータ推進検討部会を設置する。

### 4 改訂

本方針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展等を踏まえ、随時改訂していくものとする。

## 第2章 取組みの方向性

---

### 1 公開対象とするデータ

(1) 本市ホームページで公開しているデータ

原則、オープンデータとして公開するものとする。

(2) 本市ホームページで公開していないデータ

市民等の利用ニーズや問合せを考慮した上で、可能なものから順次、オープンデータとして公開するものとする。

(3) 重点的に公開する情報

ア 防災・減災情報、地理空間情報<sup>4</sup>、予算・決算情報

イ 市民等の利用ニーズや問合せが多い情報

ウ 本市の主要施策に関する情報や、積極的に広報を行う必要のある情報

### 2 公開対象としないデータ

ア 個人情報・機密情報が含まれるデータ

イ 第三者の権利が含まれるデータ（当該第三者から許諾を得たものを除く）

ウ 個別法の規定により二次利用が制限されているデータ

エ その他（具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められないデータ）

### 3 公開方法及び公開基盤の整備

(1) 本市ホームページによる公開

オープンデータは、本市ホームページに掲載することにより公開するものとする。

(2) ポータルサイトの構築

市民等が必要なデータを容易に見つけることができるようにするため、本市のオープンデータに関する情報を集約したポータルサイト（カタログサイト）を構築する。

---

<sup>4</sup> 地理空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（位置情報）と、これに関連付けられた様々な情報のこと。

## 第3章 オープンデータの基本的なルール

---

### 1 著作権意思表示

#### (1) 意思表示の方法

「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス<sup>5</sup>」を使用する。

#### (2) 表示ライセンス

原則、「CC-BY<sup>6</sup>」による公開とする。

#### (3) 二次利用に際しての注意事項及び免責事項の明示

情報の時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを掲示する。また、公開情報を二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責を負わない旨を明示する。

#### (4) 著作物とならない情報の取扱い

著作物とならない情報（単なる事実や数値データ）については、著作権の保護対象外であり、二次利用の制限はないことを明示する。

### 2 データ形式

#### (1) 機械判読に適したデータ形式での公開

特定のアプリケーションに依存せず、容易に加工可能な機械判読に適したデータ形式（CSV<sup>7</sup>等）で公開することに努める。ただし、オープンデータの拡充を第一とするため、当分の間、従来データ形式による公開を妨げない。

#### (2) 高度利用が可能なデータ形式への対応

国における検討及び技術の進展等を踏まえ、他のデータとの横断検索等が容易となるなど、より高度な利用が可能なデータ形式（RDF<sup>8</sup>等）への対応に努める。

### 3 データ利用のための分類

データ検索などがしやすいように、データの内容に応じて分類（カテゴリー化）し、タグ付け（データに対してタグと呼ばれる短い単語をいくつか付けて整理する方法）を行う。

---

<sup>5</sup> 巻末参照。

<sup>6</sup> クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの中で最も自由度が高いライセンス。原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示することで、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することが可能。

<sup>7</sup> Comma Separated Valuesの略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。

<sup>8</sup> Resource Description Frameworkの略。データの作成者やタイトル、更新日などのデータ自体に関する情報を記述する言語。効率的にデータの管理や検索などが行える。

#### (1) データ分類

データの分類は、一般社団法人ユニバーサルメニュー普及協会の「ユニバーサルメニュー<sup>9</sup>」を採用する自治体を参考に、本市ホームページ上のサイトマップを基本とする。

#### (2) データ構造

コンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータ構造（タグの付け方、表の形式等）とする。また、データの二次利用を円滑にするため、氏名や住所等の普遍的用語の記述については、国で整備を進めている「情報連携用語彙データベース<sup>10</sup>」等に準拠するよう努める。

### 4 公開に当たって注意すべき事項

#### (1) 第三者の著作権等が含まれる情報の取扱い

オープンデータの対象となるデータの全部又は一部に、市民等から提供された情報など、第三者の著作物が含まれている場合もあるため、オープンデータとして公開することの可否並びに範囲及び利用条件等の取扱いについて、当該第三者と事前に協議するものとする。

#### (2) オープンデータの掲載期間

過去から現在あるいは将来に向けたデータの変化を観察することに意味がある場合や、データの最新性に意味がある場合等、様々なケースが想定されることを踏まえ、個々のデータの性質に応じてオープンデータの掲載期間を設定する。また、掲載期間を経過したデータは速やかに削除する。

## 第4章 活用促進のための取組み

---

### 1 利活用推進のための支援

オープンデータについて、広報等を活用した周知、関連イベントの開催等により、市民等への認知拡大と利活用促進の取組みを行う。

### 2 利用ニーズに応じたデータ公開

市民等からオープンデータとして公開を求める要望等が寄せられた場合は、対象データの所管部署等が連携し、速やかに対応の可否を検討し、対応するよう努める。

---

<sup>9</sup> 「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」（平成27年2月12日 内閣官房IT総合戦略室）において、地方公共団体特有の分類等について地方公共団体間で共通性を確保できるように分類するための例として挙げられている。

<sup>10</sup> 経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構が構築を進めている共通語彙基盤の一つ。電子的に交換・公開される情報に用いられる用語の意味の取り違え等が起きないようにすることを目的に、用語の意味や使い方の規則、電子的な表記法などを集約するデータベース。

### 3 活用事例の紹介

市民等が本市のオープンデータを活用した新サービス等を創出した場合は、当該サービス等が第1章「1 オープンデータ推進の目的」に沿うものかどうかを判断した上で、本市ホームページ等により、積極的に紹介する。

### 4 先進事例の展開

オープンデータの推進に役立つ優れた事例に関する情報を積極的に収集し、取組可能なものは積極的に展開する。

### 5 各所属におけるオープンデータの活用

各所属においては、他部署のデータも含めて積極的にオープンデータを活用し、業務改善や課題解決に取り組むとともに、業務に活用できるオープンデータの拡充について検討・改善を図る。

附 則

この方針は、平成29年11月29日から施行する。

附 則







この方針は、令和2年4月1日から施行する。

【注釈】 P 3

※5 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするためのパブリック・ライセンスの一つで、国際的に利用されている。ライセンスは6種類あり、「商業利用を許可するか（許可/不許可）」、「改変を許可するか（許可/不許可/許可するが同ルール利用）」の2つの利用条件の組み合わせで構成されている。

【ライセンスの種類と概要】

表示イメージ	名称	利用条件		
		出典表示	商業利用	改変
	CC-BY	必須	許可	許可
	CC-BY-NC	必須	許可しない	許可
	CC-BY-ND	必須	許可	許可しない
	CC-BY-NC-ND	必須	許可しない	許可しない
	CC-BY-SA	必須	許可	許可するが、改変されてできた二次的著作物は、この利用ルールと同一の利用ルールを採用すること。
	CC-BY-NC-SA	必須	許可しない	許可するが、改変されてできた二次的著作物は、この利用ルールと同一の利用ルールを採用すること。